

令和7年11月12日

各課（局）長様

町長 文字一志

令和7年度予算編成について

令和7年度予算については、次のとおり「令和7年度予算編成要領」を定めたので、各課内に周知し、これに基づき編成するよう通知する。

記

令和7年度 予算編成要領

《 国の動向 》

本年6月に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）において、国・地方の基礎的財政収支は、コロナ対応により大幅に悪化した後、基調として改善傾向にあり、歳出改革努力の継続を前提に2025年度の黒字化が視野に入る状況にある。デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させるため、物価・賃金・金利の価格上昇の対応と、潜在成長率の引上げに的を絞って資源配分へと質を変化させていくことが重要であるとし、誰もが自由で柔軟に活躍できる社会の構築と、経済・財政・社会保障を一体として、相互に連携させながら経済社会の持続可能性を確保する「経済あつての財政」との考え方が示されている。

また、地方公共団体については、地域ごとに異なる将来の人口動態を念頭に、人手不足やインフラ老朽化等の資源制約に対応しながら持続可能な形で行政サービスを提供していくことが重要であるとし、地域経済の活性化及び新たな雇用の場の創出に取り組むとともに、防災・減災の取組みの強化、自治体DXの推進等を通じた住民の利便性向上と行財政効率化の両立を実現するため、安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。

このような中、令和6年7月29日に閣議了解された「令和7年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、「経済財政運営と改革の基本方針2024」、に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしている。

《 本町の財政状況 》

本町の財政状況に目を向けると、令和5年度決算においては、歳入については、主要な柱である町税が新型コロナウイルス感染症の影響による減収からの回復により、42億3千1百万円（前年比5億1千2百万円増）となった。

他方、もう一つの柱といえる普通地方交付税については、町税の伸びに相反する形で減少となっており、同決算においては前年比8千6百万円減の14億5千3百万に止まっており、町税の伸びがそのまま財源の伸びにはつながらない現状がある。

歳出については、近年の大型投資的事業の実施を反映し、借入金残高の増加が顕著であり、元金償還の負担により新規の投資的事業の取組みを妨げることなどが懸念される。

借金返済の負担を見る指標である「実質公債費比率」は令和5年度決算において8.1%であり、前年度と比較して0.1%悪化し、全道平均である7.1%を上回る結果となっている。単年度では0.66%改善しているが、今後、大型事業の元金償還開始により、さらに上昇することが見込まれる。実質公債費比率については、18%以上になると起債の発行に許可が必要になり25%以上になると起債発行の一部が制限される事になる。

また、今後発生しうる負担を見る指標である「将来負担比率」については、21.3%と前年度と比較して68.8%大幅に改善したが、これは令和5年度に大型の土地売却収入があった事に起因するものであり、依然、全道平均（15.7%）を上回る水準である。大型事業実施等に伴う借入金残高の増がこの数値に直接的に反映されている。

以上の事から、各種事業実施に当っては、これら数値の動向にも注視しつつ、慎重な財政運営、公債費の適正な管理に努める必要がある。

財政の弾力性を示す経常収支比率は、令和5年度決算において87.0%と令和4年度と比較し2.2%悪化しており、依然として80%台が常態化していることから、財政の硬直化について一層注視しながら財政運営を取り進める必要があると思われる。

町税については、内閣府の月例経済報告に、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」と示されており、また、総務省の令和6年度地方財政収支の仮試算において、地方税の歳入が3.5%増と試算されており、前年度より増収が見込まれる。

地方交付税は、「新経済・財政再生計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2024」等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する事を基本として、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保するとし、概算要求時点において前年比3,083億円の増となっているが、財源不足に対応する交付税率の引上げについては、引き続き事項要求となっていることから、依然として見通しは不透明である。

また、予算編成においては、一般財源の不足分を基金からの繰入れ、地方債の発行等により対応している状況である。令和5年度は大型の土地売却収入を公共施設整備基金、財政健全化基金に積立てを行ったこと、さらに、積立宿泊税とふるさと納税の増収により、基金残高は増加したが、地方債発行額は高い水準にある。地方債残高の増加は、後年度の世代に負担を強いることとなるため、その他の様々な財源の活用の可能性を十分に検討し、事業の必要度、優先度を十分に精査しながら、職員一人ひとりの創意工夫と努力によって、予算の適正かつ効率的な執行を行い、歳入に見合った歳出規模とし、将来にわたり持続可能な財政構造を確立していく必要がある。

《 予算編成の基本的な考え方 》

公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の適正管理事業、東日本大震災、胆振東部地震を教訓とした防災対策事業、道路・街路整備事業、また、地域医療対策事業、老人福祉対策事業、子育て支援対策事業などハード面・ソフト面ともに取り組むべき様々な事案に直面している。

また、公債費は、過去に町債を借入れて実施した大型事業の元金償還により、大きな負担となっている。

こうした状況を踏まえると、様々な事業実施の際の財源となる基金については、町債の新規借入を圧縮するため可能な限りその残高増を実現すべき状況にあるが、令和7年度予算の編成においても、必要な事業実施に当たっての財源面を基金からの繰入れ、地方債の借入れにより確保する状況となり、一般財源が大幅に不足することが予測される。

については、補助金等に係る十分な情報収集、有効なメニューの活用を行い、特定財源を最大限確保すると共に、すべての事業について、財政状況等を勘案し、事業の目的やねらい、最終形のイメージを明確にしたうえで、事業の「必要性」「緊急性」「優先性」の観点から事業実施時期の検討や見直し、類似事業の廃止、統合及び縮小も含め事業の選択と集中を行うこと。

1 基本的事項

- (1) 経常的経費については、引き続き削減に努め、前年度当初予算計上額以内の要求とする。

また、国・道補助金の活用はもとより、補助金未活用の事業については、補助制度に合わせて事業内容を見直すなど、柔軟な視点を持って特定財源の確保に努めること。

- (2) 第6次俱知安町総合計画に掲げる「いつまでも住み続けたい町“くっちゃん”」を実現するため、優先度・重要度などを考慮するとともに、実施計画に基づく事務事業との整合性を図り選定すること。

総合計画との関連性という面においては、「予算要求事項説明書」により、

事務事業毎にその現状と課題、対応方法、また将来的な計画について具体的に示すこと。

- (3) 「倶知安町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げた目標を達成できるよう各施策・事業を着実に推進すること。
- (4) 北海道新幹線倶知安駅開業に向けて、開業効果を最大限に発揮するよう魅力あるまちづくりを実現するための施策を推進すること。
- (5) 今後の人手不足を見据えた上で、多様化・複雑化する課題にきめ細かく対処しながら業務の効率化と負担軽減に向けて、デジタルトランスフォーメーション（DX）をはじめとしたデジタル化の推進やSDGsの実現を通じた取り組みなど、新たな行政課題に対応する予算については適切に計上すること。
- (6) 「公共施設等総合管理計画」及び「各種個別施設計画」に基づき、中長期的な視点による老朽化対応や維持・更新に係る財政負担の平準化など、公共施設等の最適化の実現に向けて取り組むこと。また、「倶知安町地球温暖化対策実行計画」「倶知安町公共施設照明LED化基本方針」に沿った、町公共施設や街路灯のLED等の高効率照明への交換を推進すること。

2 歳入に関する事項

歳入については、資産の有効活用、特定財源の確保等について特段の努力をすることとし、次の事項に充分留意のうえ計上するものとする。

(1) 町 税

本年度及び来年度の経済動向、税制改正等を見極め、的確な年間収入見込額を計上すること。

その際、本町特有の状況を十分に踏まえた上で、過去の決算額、また現年度の決算見込額を考慮しながら、極端に過少な見込額とならないよう計上すること。

また、宿泊税を財源とする歳出の計上にあたっては、宿泊税の用途目的と合致するかを事前に十分精査するとともに、事業の精査をし、庁議において決定を受けた事務事業のみを計上すること。

(2) 分担金、負担金

事業の性格、規模、受益の限度等を充分検討し、受益者の応分の負担に努めるとともに確実な見込額を計上すること。

また、条例改正等の手続きが必要なものは事前に協議して計上すること。

(3) 使用料、手数料

町民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に立ち、適正単価を検討すること。

(4) 国・道支出金

事業内容、事業効果を検討するほか、交付基準に基づき超過負担とならないよう留意し、関係機関と充分協議し、あらゆる制度を活用し、可能な限り財源の確保に努めること。また、補助対象、補助率、補助単価等に変更、制度廃止などの動向に留意し、過大計上とならないように注意すること。

(5) 町 債

町債の発行については、世代間の負担の公平性という趣旨を踏まえ、後年度の負担に配慮し、適切な活用を図り、将来にわたる財政負担を考慮し、交付税参入率及び充当率をよく検討のうえ計上すること。

(6) その他の収入

過去の実績等により算出計上し、過大見積は避けること。

3 歳出に関する事項

歳出については、次の事項に留意のうえ消費税込みで計上するものとする。

(1) 人件費

○ 職員給与費については、別途総務係で算出を行う。

○ 会計年度任用職員については、安易に前年度と同様に雇用するのではなく、業務方法の見直し・事務の効率化を図り、雇用の必要性についてこれまで以上に充分精査し、任用の可否について検討すること。

会計年度任用職員を雇用する場合においては、任用予定者の職歴、経験年数など報酬等の算定基礎となる資料（別添、「報酬等計算書」）を添付すること。

フルタイム・パートタイムの区分に留意し、共済費、職員手当、通勤手当等を適切に計上すること。

○ 委員報酬については、開催回数等を改めて精査したうえで、真に必要と認められるものとして計上すること。

(2) 物件費

○ 経常的な経費については、引き続き削減に努め、総額で前年度当初予算計上額以内とすること。なお、臨時的に前年度予算額以上の予算要求が必要な場合は、その要求額が分かるように予算要求書内訳の積算欄に経常経費の予算額と区別して（経常的な要求額と臨時的な要求額を2段書きするなど）記載すること。

○ 旅費については、増加している Web 会議等を考慮し、安易に例年どおりの要求とするのではなく、必要性を充分検証し、旅行日数、旅行手段等精査したうえで、効果の認められるものを計上すること。

また、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当については費用弁償に計上すること。

今後、「国家公務員等の旅費に関する法律」の改正に準じて、条例の改正

を行う予定であるが、今回の予算要求では、現行条例に基づいて積算し、計上すること。

○ 電話料、電気料、水道料、燃料費については、現在行なっている節減努力を明示し、実績のみで計上しないこととし、過大に見積もることのないようにすること。

○ 役務費・委託料・借上料等については、業者間での適正価格の把握に努め、現行業務内容を見直し、労務単価の増加等を考慮したうえで、適正に計上すること。又、特殊なものについては、説明資料を添付すること。

(3) 扶助費、補助費等

○ 扶助費については、関係機関との連絡を密にし、適確な対象人数の把握に努めるとともに、国・道の施策を充分検討し、制度の変更・補助率等の引き下げがあったものについては、町の負担割合について充分精査したうえで計上すること。

○ 講師等の謝金については、平成31年4月1日施行の「倶知安町講師等の謝金の支払基準に関する規定」に基づいた額により計上すること。また、町外からの講師派遣を受ける際に交通費相当額を支給する場合は、8節の費用弁償に計上するとともに、支出の際は報償費、費用弁償それぞれで所得税を源泉徴収すること。

○ 建物の新・増・改築、車両の新規購入、更新など保険料が必要なものは必ず管財係と事前に協議すること。

○ 負担金、補助金、交付金については、原則的に前年度当初予算額以内とし、特に補助金については、団体における視察・接待・贈答等にかかる部分は補助対象外とする。また、道等からの補助金が減額されている団体は、その減額率等を考慮し額を検討する。なお、既設の団体で例年補助しているものであっても、改めてその事業内容・実績・事業効果・町行政に対する寄与等に対し審査をし、経費負担のあり方、行政効果等を精査のうえ業務の執行の合理化、基金・前年度繰越金も充分勘案し、自主財源の充実を図ることを前提とし、整理、統合、減額するなど、負担の可否を含め再検討をして計上すること。支出根拠、及び団体等の事業計画、予算資料を必ず添付すること。また、内訳表1「負担金補助金等調書」を添付すること。

(4) 維持補修費（修繕料・原材料費・除雪経費等）

維持補修費については、原則、前年度当初予算額以内の計上とするが、公共施設等の適切な機能の維持に配意し、また公共施設等総合管理計画の理念に基づき、可能な範囲で日常点検を実施し、優先順位を付けたうえで計画的な補修となるよう努めること。

また、建物のみならず設備等も含めて計画的な補修となるよう努めること。

(5) 政策的経費

新規政策的経費については、宿泊税及びふるさと納税充当事業以外については、特に緊急性・重要性が高いと認められるもののみに絞込み、財源や内容等の精査を行なったうえ計上すること。継続事業についても内容の精査・経費の節減を行うこと。

なお、事業関係については、見積書、設計内訳書、見取図、平面図等を添付すること。

「予算要求事項説明書」において、第6次倶知安町総合計画における事務事業毎にその現状と課題、対応方法また将来的な計画について具体的に示すこと。

また、年度途中での設計、事業変更が増加傾向にあるので精査を充分行い計上すること。

4 債務負担行為

新規に債務負担行為を行なうもの以外にも、過去に債務負担行為を行なっている支出については、予算要求書の説明の後に（平成【令和】〇〇年債務）と記入し、第7表・第10表を添付すること。

例) ○×△業務 委託料（平成【令和】〇〇年債務） ○〇〇千円

5 その他 財務会計システムによる注意事項

現在の財務会計システムは一旦予算査定作業に入ると、現課での予算の変更を行なうことが出来ないので、すべての係は期日までに必ず入力作業を終了すること。また、予算要求書の提出についても、査定作業に影響が出るため、必ず期限内に提出すること。

予算要求書を提出後変更が生じた場合は、早急に財政係へ連絡すること。

6 特別会計に関する事項

特別会計については、一般会計に準じて編成するものとし、収支均衡、独立採算性を基本とし、繰出基準による繰入金を精査し、収入不足額を一般会計からの繰入金で調整しないこと。

水道会計については、水道課長において原案調整すること。

7 予算編成の日程について

12月13日（金）～12月19日（木） 重点事項ヒアリング

※予算要求事項説明書（重点該当分）提出期限～各課ヒアリング3日前

12月2日（月）～ 財務会計システム新年度予算要求入力

12月24日（火） 歳入歳出予算案提出期限（各課毎まとめて提出）

提出部数（A4） 4 部

※ 予算要求書 作成注意点

- ・左横 2箇所ではチキス止めすること。
- ・財務会計システムから出力される様式は片面印刷とし、資料は両面印刷で統一すること。
- ・右上に一連番号を付け、要求書と資料との関連を明示すること。
- ・積算内訳が判る資料を必ず添付すること。

8 提出書類

(1) 予算要求事項説明書

（重点該当・非該当に関わらず総合計画上の事務事業に該当するもの全て）

(2) 「第1表」令和7年度歳入予算見込額総括表

(3) 「第2表」令和7年度歳出予算要求総括表

(4) 「第3表」令和7年度歳入予算計画調書（財務会計システムによる様式）

(5) 「第4表」令和7年度歳出予算計画調書（財務会計システムによる様式）

(6) 「内訳表1」負担金補助金等調書

(7) 「第6表」繰越明許費見積書

(8) 「第7表」債務負担行為見積書

(9) 「第8表」地方債見積書

(10) 「第10表」債務負担行為支出予定額等説明書

(11) その他 見積書、カタログ、図面等積算基礎詳細説明書類（特に新規・更新等のものは必ず添付すること。）

9 その他

原案作成にあたっては、各課（局）内で充分検討するほか、事務事業が他課（局）に及ぶものは、あらかじめ各課（局）間の調整協議を行ったうえ提出すること。